

## 「（仮称）NTTAP呉中央商業施設」意見書の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）NTTAP呉中央商業施設

所在地 呉市西中央三丁目7番17ほか

### 2 提出された意見の概要

#### ・交通について

通学路になっています。登下校時間帯は出庫注意灯だけでなく、交通整理員の配置をお願いします。また、搬入車が通学路を通ります。下校時にも子どもの安全に配慮してください。

#### ・騒音について

施設は住宅に隣接しています。付帯設備（室外機・給排気口）などは、低騒音機器の導入、機器周辺の遮音、吸音効果を高めるなど騒音対策をお願いします。荷さばき等の騒音も営業が始まらないとわからないことであり、住民は不安です。調理臭・悪臭についても対策をお願いします。

広島県生活環境の保全等に関する条例第35号第57条において「何人も午後11時から午前5時までの間は屋内・屋外のいずれから発する場合においても近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない」とされていることから、騒音対策を徹底してください。

### 3 届出等の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）

### 4 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期 間 令和4年10月20日から令和4年11月20日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで